

社会福祉法人信愛保育園 役員等報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人信愛保育園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬及び旅費について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬等を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 理事及び監事に対する報酬は、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、当該会議に出席した都度、一回3千円を支給する。ただし、同日に複数会議がある場合も一回の支給とする。

3 監事の法人監査に対する報酬は、一回5千円とする。

4 評議員に対する報酬は、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、当該会議に出席した都度、一回3千円を支給する。ただし、同日に複数会議がある場合も一回の支給とする。

(旅費の支給)

第3条 法人の役員等は、次に定めるものについて旅費をうけることができる。

(1) 理事長が認めた各種研修会に参加するための出張

(2) その他法人の運営に関する事柄で理事長が必要と認めた出張

2 旅費はもっとも合理的経済的交通機関利用による実費とし、宿泊を伴う場合は、宿泊指定のあるときは指定の宿泊費、指定のないときは一泊2万円を限度として支給する。

3 その他の出張旅費の金額については、理事長がその金額を定めて支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年最初の評議員会の日より施行する。